

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、6月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会



水槽付消防ポンプ自動車

# 消防ポンプ自動車購入契約を可決

## 教育委員会委員及び公平委員の選任に同意

### 6月定例会

平成十六年第二回中間市議会（六月定例会）は、六月十一日に開会され、十三日間の会期で六月二十三日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、条例制定および条例改正などあわせて四件でした。

審議の結果、条例制定一件が継続審査となりましたが、他の議案については、原案どおり可決しました。

一方、議員提出議案は、意見書五件が可決されましたが、意見書三件が否決されました。また、請願一件が採択され、一件が継続審査となりました。

# 市政に 質問

6月14日(月)  
の本会議で6名の議員から市政について一般質問があり、要旨を掲載しています。  
なお、質問事項は順不同です。

議員	一	晴	木	佐々
議員	利	勝	好	久
議員	實	種	本	植
議員	弘	信	浅	湯
議員	子	孝	木	青
議員	多	恵	家	中

## 合併問題について

**議員** 第三回合併協議会では、北九州市に編入合併する現・中間市の区域を一つの行政区とし、中間区を設置することになりました。

合併すると、当面、北九州市中間区となりますが、住民サービスの低下が危惧されます。

市長の所見は。

**市長** 中間区については、第三回の法定協議会での協議項目「行政区の取扱い」において、中間市の区域をもつて一つの行政区を設置する。

ただし、五年以内に、その後のあり方について検討する。

という提案がなされ、中間市の区域をもつて一つの行政区を設置するということは決定しています。

行政組織を含めて個々のサービスについて、中間市

が北九州市に比べて、便利が良いとか、行政サービスが高いとか言った面も確かにありますが、北九州市も高い行政サービスが実施されています。

従いまして、サービスの良い悪いあるいは高い低いを判断する場合、個々に判断することも必要ですが、サービス全体を見るといった総合的な視点に立って判断することも大事ではないかと考えています。

## 介護保険について

**議員** 中間市は、不正受給をしたNPO法人ふれあいの家青葉園を刑事告訴し、介護報酬返還金千二百万円を求めています。介護保険事業の財政状況について。

**市長** 介護保険特別会計の平成十五年決算状況では、当初計画どおり順調に進んでおり、第二期計画の第一年次としては、若干の赤字

となっております。

なお、現在の介護保険準備基金残高は一億五千八百七十七万円となっております。

多くの保険者で当初計画を上回り、大変厳しい運営になっていきますが、本市は比較的安定した財政運営を行っています。

## 人事紹介

六月定例会で、任期満了に伴う教育委員会委員および公平委員会委員の選任に同意しました。

《敬称略》

### 教育委員会委員

千々和 晴 美

### 公平委員会委員

城戸 真 一

## 議員提出議案

### 可決したものの

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書

今なお、熊本県に於ける元ハンセン病患者に対する宿泊拒否や、東京都で起きた、悪質な差別はがきを大量に部落解放同盟員などに送付する事件など、近年ますます、陰湿かつ悪質な人権侵害が惹起している。

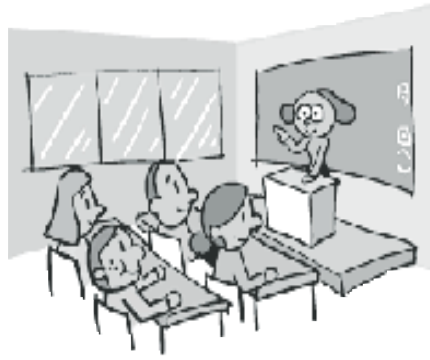
二十一世紀を真の人権の世紀にとの願いを実現するため、実効性ある人権委員会の設置などを明確にした「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求め、左記の要望を行うものである。

【記】

- 一 独立性を確保するため、新たに設置する人権委員会は、内閣府の外局とし、国家行政組織法三条委員会とする。
- 二 人権侵害の被害救済が迅速かつ効果的に実施されるように、地方人権委員会を設置すること。
- 三 国や都道府県に設置される人権委員会には、人権問題・差別事件に精通した委員を選任すること。
- 四 人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、さらに、さまざまな人権団体の取り組む自主的な活動への十分な連携をとりながら活動すること。
- 五 人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携を取りながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。

学校の防犯対策について

議員 長崎では児童が児童を殺傷するという痛ましい事件が起こりましたが、校内における児童間の事件ではあります。全国的に学校への不審者が侵入する事件が多発していますが、本市の小中学校の防犯対策は、どのようになってい



教育長 防犯対策として、不審者情報等は、明るい街づくり課とも連携をとりながら、逐一各学校へ連絡し、注意を喚起するとともに、学校内外の巡回等の取り組みが行える体制を整えています。

不審者の学校への侵入対策については、平成十三年の大阪教育大学附属池田小

学校における事件を契機として、PTAや関係諸機関と連携して、各学校で重点的な取り組みを継続的にしているところ。具体的には、各学校で防犯教室を実施したり、防犯ブザーを準備し、非常事態に備えています。

各学校で行われている危機管理の例を挙げると、来校者に名札や腕章等の着用をお願いしたり、教職員による積極的な声かけで来校者の身元確認を行ったりしています。

また、教職員の具体的な役割分担を定め、校内巡回を行い、児童生徒の状況把握に努めています。

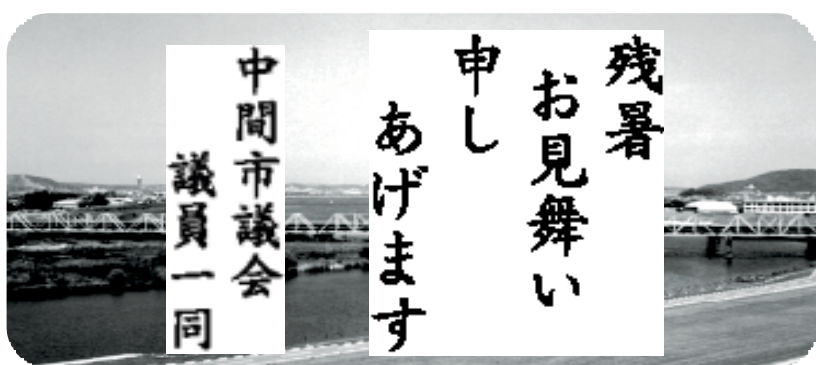
登下校時や学校外での防犯対策については、例を挙げると、中間小学校では、三年前から、学校とPTA、地域が一体となって、「中間つ子を守る会」を組織し、不審者や子ども達の屋外での様子を見守る体制をつくっています。

また、底井野小学校では、教職員やPTA会員が、防犯ステッカーを自分の車に貼って校区を定期的に巡回したり、地域の方に学校モーターの設置を依頼し、情

報提供を受けたりしています。

これらの取り組みを通して、教職員、保護者や児童生徒の防犯意識も高まっており、犯罪に対する抑止力にもなっています。

不審者等の防犯にあたっては、学校、地域、関係諸機関の連携がいに重要かということを変更して認識しているところ。今後とも連携強化に努めていきたいと考えています。



福岡県警「裏金」疑惑の真相究明を求める意見書  
福岡県監査委員が公表した監査結果報告は、「裏金」の捻出を認定し、不正支出額の返還を勧告するという画期的な内容となりました。

県警本部が「捜査活動の秘密性」を理由に、関係書類の開示等全面的な協力を拒み、不正支出額が特定できなかったことを会見で強調するなど、真相究明に消極的な県警の姿勢を批判する世論も強まっています。

「警察幹部による税金の私的流用」を告発した元警部の証言と、具体的根拠を示さずにこれを否定した県警の中間報告との開きは、依然として極めて大きいと指摘せざるをえません。

よって、左記の対応を強く要請します。

- 一、県知事は特別監査を実施すること。
- 一、県警本部長は、内部調査チームに外部の有識者等を加えること。また、外部監査制度を導入すること。
- 一、県公安委員会は、県警に対する監査・指導を強化すること。
- 一、県議会は、調査特別委員会ないし百条調査委員会を設置し、真相究明を行うこと。

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める意見書

国が実施した緊急地域雇用創出特別交付金は、追加予算が組まれたにもかかわらず予算規模が少ないことや、雇用期間や事業内容に制限があるため失業者を雇用する上で必ずしも有効な対策となっており、政府におかれましては、次の事項について適切な処置を講ずるよう強く要望いたします。

- 一 緊急地域雇用創出特別交付金を大幅に増額するとともに、事業内容の緩和により、自治体が有効に活用できるように改善し、平成十七年度以降も事業を継続実施すること。

危機管理対策について

議員 災害時における危機管理マニュアル作成の有無と図上演習等の実施状況

消防、警察、病院、自衛隊との協力体制について  
災害復旧工事の業者の選定について

市長 「地域防災計画」及び「水防計画」を危機管理マニュアルの核として、職員危機管理意識の高揚と組織の危機管理能力の向上を図っていく考えです。

また、図上演習等の実施状況については、福岡県主催により芦屋町をモデルとした「災害対策本部設置運営図上訓練」が実施され、本市からも防災担当である総務課職員が参加し、「大規模災害が発生してから七十二時間程度の間に生じる様々な事態を想定した図上訓練」が行われました。

そこでは、「地域防災計画」を基にした初動体制の確立から関係機関への連絡・調整、避難対策、災害弱者支援等を実施するうえでの課題や問題点を自由討論型で話し合い解決していくという手順で行われています。

本市の地域防災計画に

おいても災害対策本部の組織に消防長を副本部長とし、火災現場における消防活動や罹災者の救助及び救急活動、危険物の防災対策等を行うよう規定しています。

また、市立病院は、医療班として災害時における災害拠点病院としての役割を担うもので、医療救援については、遠賀中間医師会と協議調整し、衛生救護班、医療班、市内医療機関等と連携し、医療部隊を編成して行います。

警察には、災害時における住民の身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に当たるよう折尾警察署と警備体制や方法等について緊密な連携のもとに被災者の救出、交通規制や緊急交通の確保、被災地の警戒等を行います。

自衛隊との連携については、「遠賀川水系水防演習」の際、自衛隊も演習に参加し、水防団とともに協力し、様々な訓練を行っているところと

自衛隊への派遣要請については、人命又は財産保護のため緊急を要し、且つ消防団員等では対処することが困難であるときなど自衛

隊の派遣以外にその方法がないときには、原則として、市長がまず県知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行い、次に県知事から自衛隊に対して要請します。

工事業者の選定については、原則として指名登録を行った業者の中から入札により決定していますが、災害という緊急時においては、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定により随意契約で業者に工事を発注しています。

その際の業者の選定については、迅速且つ的確な対応を最優先とし、選定に当たるとは、これに加え技術力・機動力・過去の実績及び地域性などを考慮し、本市の指名登録業者の中より選定しています。



昨年の豪雨による災害現場

警察の裏金問題の徹底説明を求める意見書

静岡県警がカラ出張などの方法で裏金を作っていたことを認めたとのはじめ、北海道、福岡県など全国の警察においても、裏金疑惑が相次いで表面化しています。

不正を捜査・取り締まるべき警察で、組織的に不正が行われていることは極めて遺憾であり、厳正な対処が求められるとともに、税金をもって賄われる警察の仕事は、透明性が担保されなければなりません。

よって、本市議会は、国会及び政府に対して、つぎの措置を講じるよう強く要請します。

- 一、警察の信頼を回復するために、国会での参考人招致を含めて、徹底的に裏金作りの真相を解明し、責任を明確にすること。
- 二、第三者が入った外部監査制度の導入を含め、再発防止策を確立すること。

郵政事業の民営化に関する意見書

現在、郵政事業は、全国約二万四千七百ヶ所に及ぶ郵便局のネットワークを通じて、全国一律に公平なサービスを提供することにより、国民生活の利便性を確保しています。こつした中、政府は、日本郵政公社として発足したばかりの郵政事業を民営化するとして、平成十六年秋頃までにその最終報告を行うとしています。

競争原理に基づいて郵政事業の民営化が行われ、収益向上の採算性が重視されると、都市部・地方を問わず、不採算地域においては、郵便局の廃止や各種料金の値上げが想定され、市民生活に大きな影響を及ぼすことになりかねません。

以上のことから、公的・社会的役割の重要性にかんがみ、郵便局の窓口ネットワークの有効活用やユニバーサルサービスの維持などにより、国民の利便性の確保に充分配慮されますよう、強く要請いたします。

合併について

議員 北九州市との合併に

向けて協議が進み「中間区」

の設置までが決まりました。

合併を推進する私として、

また、「中間」の名称を残し

たい市民として、大変よい

事だと思えますが、同時に

合併に慎重・反対の市民の

方の運動も起きています。

合併すると、行政サービ

スの低下、市民負担の増加

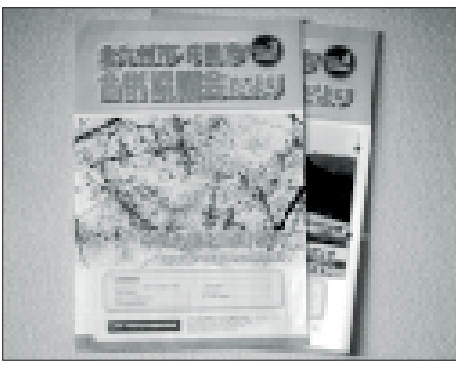
を招く、場末になると主張

されています。

このような主張に対し、

市長はどのように説明され

ていますか。



言つまでもありませんが、大島市長は中間市民五万人の市長です。

市民が喜んで合併に向かうようでありたいと私は思うのですが、市長の見解を求めます。

市長 合併の方式については、編入合併方式を採用することが決定しました。

このことから、様々な制度や仕組みは原則的には、北九州市の制度を基本に調整していくことになり、上下水道や、ごみ収集などの行政サービスは、北九州市の制度に合わせていくことを基本に協議・調整することになります。

合併後の中間地域の街づくりについては、新市の建設計画の専門部会を設置し、現在検討しており、今後法定協議会の場で議論され、決定します。

中間地域が将来北九州市の端ではなく、八幡西区、遠賀郡、直鞍地区を含めた中心地として、発展していくことを願っていますし、この新市建設計画が、これらを反映したものになるように、合併協議会で他の委員さん共々、中間市の思いを述べさせていただきたい

と考えています。

合併は、合併することにより、行財政基盤を強化し、効率的な行財政運営を行い、行政サービスの維持・向上を図ろうとするものです。

地方自治体の主要な財源である、地方交付税の削減や景気低迷等による地方税収入の減収、少子高齢化の進展による人口減少と福祉施策の増加、環境問題などの広域行政への対応、行政ニーズの増加並びに多様化、高度化など行政を取り巻く環境は厳しいものがあります。

こういつた状況を踏まえると、私は、中間市が単独行政で将来にわたって行政サービスを維持向上させることは難しいのではないが、このままでは、将来行政サービスの低下を招き、住民の皆さんが不安を感じるようになるのではないかと

思いを持つものです。

市民に犠牲を強いるような、弱い者が泣くような合併にならないように、私も一委員として、あらゆるところに目を配りながら、住民の皆さんにとって最善の結果になるよう協議を進めていきたいと思っています。

否決したもの

自衛隊のイラクからの撤退を求める意見書

介護保険の利用料引き上げの中止を求める意見書  
「年金改革」の中止を求める意見書

市長提出議案

可決したおもなもの

中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市男女共同参画プラン策定委員会設置条例を廃止する条例

水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について

請願

採択

緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める請願

継続審査

中間市の合併問題を慎重に取り扱うよう求める請願

請願者 中間を愛する仲間会

代表 梅木 薫

中間市政治倫理条例

中間市政治倫理条例（平成七年中間市条例第三十一号）の全部を改正する。

行政改革について

議員 行政改革のための北九州市との合併ならば、定数特例、在任特例のどちらを考えているのか。

三位一体の改革による中間市の減収額の約四億円に対する行政改革として、既に実施した対策とこれから予定している計画について。

職員 職員の人事評価制度の仕組みと人件費削減対策の現状について。

市長 議員の身分について、在任特例で行くのか、定数特例にするのかといった、「議員の定数及び任期の取り扱いについて」の協議項目があり、その時に法定協議会の中でどういった取り扱いにするのか等議論することになります。

今後、法定協議会のなかで、こういった議論を踏まえ、どの方法が両市にとって最適であるか検討していくこととなります。

私は、この法定協議会の委員ですが、また副会長の立場でもあるので、各委員のさまざまなご意見を拝聴したいと考えています。

行政改革の施策として

は、すでに平成十五年度において緊急財政健全化計画を策定し、経費の節減等を図っています。



次に、施設の統廃合による改革です。

平成十六年四月一日で、二つの市立保育園を統合し、新たに「さくら保育園」として開園しています。

この統合により、人件費や委託料等維持管理経費の削減が可能となり、初年度六千万円を、将来的には一億円以上の削減効果を見込んでいます。

市税の徴収強化策については、徴収専門の職員として嘱託職員二名を配置し、夜間徴収の徹底を図るなど細やかな納税指導を行うことにより、市税において、

平成十五年度では一千三百九十万円の徴収効果額で、市税収入に占める割合は〇・三六%と成果をあげています。

また、市営住宅の使用料については、戸別訪問、電話催促等を活用して徴収を強化し、保育料については、園児の送迎時等を活用し、細やかな徴収に努め、その結果、少しずつ効果があらわれています。

今後の計画については、人件費の節減では、四役及び管理職手当の削減のみならず一般職の時間外勤務手当も、さらに事務事業の効率化を進めて、削減を図ることとします。

また、財務会計システムの導入により、予算処理の集約化を図り、少ない人員で最高の効果が上がるように、人員の配置のみならず業務の再配分、運用方法の改善、管理体制等総合的に検討し経費の効率化を図りたいと考えています。

人事評価は、地方公務員法第四十条に規定されている、定期的な勤務成績の評定実施と、その評定の結果に応じた措置のことと推察しますが、現実的には当

該評価は実施に至っていないのが現状です。

人事評価制度は、職員の資質の向上、組織の活性化、市民サービスの向上を図るうえで、大変有効な手段であると認識していますので、次期行政改革における新しい人事管理制度の大きな柱として、検討していきたいと考えているところです。

具体的な削減対策ですが、人事院勧告に基づく削減内容については、平成十四年度の取り組みとして、給料平均に二・〇三%、期末手当、〇・〇五月、配偶者手当、一千元それぞれ削減し、平成十五年度には、給料平均一・〇七%、一般職の期末手当、〇・二五月、配偶者手当、五百円それぞれ削減しています。



更に、本市独自の取り組みとして、平成十五年一月から三月までの間、特別職三役及び教育長の給料の五%及び平成十五年三月期の期末手当〇・一月分カットを実施しています。

平成十五年四月以降は、市長及び助役の給料五%、収入役及び教育長の給料二・五%のカットを現在まで継続して実施中であり、加えて平成十五年六月期の期末手当〇・一月分カットを実施しています。

一般職における本市独自の人件費削減の取り組み状況は、平成十五年一月から部長級は三%、課長級は二%、課長補佐級は一%の管理職手当の削減を継続して実施中であるほか、全職員を対象に平成十五年度から調整手当の〇・五%引き下げ、平成十五年六月期の期末手当〇・一月分カットを実施しています。

以上の取り組みにより、人事院勧告に伴うものとして、八千六百万円、本市独自の取り組みによるものとして、六千五百万円、合計一億五千万円の人件費の削減を図っているところで

さくら保育園について

議員 さくら保育園は、園児定数百二十名の規模で建設されましたが、園児数百七十余名で開園し、定員数より大幅に増加しています。

その経緯と対応について 市長 園児定数の経緯については、少子化及び市内保育園の園児定数の状況、市内幼稚園の保育参入の可能性等を検討し、保育園の通園区域を小学校区六校区に準じることとし、保護者と市内保育園に対し指導を行うことこの検討を行い、北校区に設置していた「こすもす保育園」が廃止になったことから、新園は北小学校区に設置が決定し、これにより各小学校区に保育園がそれぞれ存在することになりました。

このことから、新園については、市内保育園の園児定数等を考慮しても百二十名で足りると判断しました。ところがその後、「こすもす」「ひまわり」両園の保護者から、「新園に入園を希望する子どもは、全員入園させてほしい」との強い要望がありましたので、意向調査を行った結果、百七十五



さくら保育園

名の希望がありました。在園児の弟妹等は入園させざるを得ないことを考慮し、園児定数を百九十五名に決定した次第です。

以上の経緯から園児定数が増加しましたが、その対応としては、厚生労働省基準では遊戯室を保育室として使用することが可能であるので、保育内容に応じて使用していきたいと考えています。

NPO法人ふれあいの家青葉園山本逸子代表理事が介護報酬一億四千万円の不正受給について

議員 中間市は北九州市などど詐欺容疑で五月七日告訴状を福岡県警に提出した。

告訴状によると「福岡県警察本部に告訴状を提出する理由」として「被告人が、経営していたのは、介護保険法に基づく指定居宅介護サービス事業所であり、被害にあったのは広範囲の

保険者であるため所管の警察署では対応が難しいと判断した」、「被告人は、指定取り消しやそれに伴う不正受給金の返還が避けられないと判断するとすぐさま青葉園の施設を建設するために購入した土地などの保全すべき財産を平成十六年三月二十五日、二十六日に娘の野呂徳子、息子の山本貴雅に所有権移転の登記を行い、返還を不当に逃れようとするなど悪質であるため告訴に及んだ」とある。

介護報酬不正受給で刑事告訴されたのは全国で初めてといわれ青葉園は詐欺をはたらいたばかりでなく、たくさんの市井の人の奉仕や献品等を募り事業を立ち上げています。

福祉を食い物にした業者を刑事告訴されたことは当然ですが、保険者としての責任・対応を伺う。

市長 結論から申しますと、現時点での福岡県、中間市

の対応がまずかつたとは思っていません。

現行の法律を国が定めるなかで、それぞれ精一杯対応してきていると考えます。

もっと早い対応ができないのか、とのご指摘だとは思いますが、NPO法の特異性に疑わしきは罰せないという法の精神から、ひとつの法人の不正を確実なものにし、指定取り消しや、介護報酬の加算金も含めた返還を命令するには、慎重にも慎重な対応が必要であり、時間がかかることはやむを得ないと考えています。

介護保険は、人対人のサービスが基本であるため、サービス内容も豊富で、どこまでが保険給付の対象になるのかなどの疑義は現在

でも絶えません。

そのため、不正受給と断定するのは、非常に難しい状況があります。

法人の監督権や、介護保険の指定事業者の監査権や指定取消権が福岡県にあるのですが、福岡県保健福祉部介護保険課の指導監督を行う係には、係長を入れて八名しか職員がおらず、県内五千余りの事業所を指導、監督することは難しいと考えています。

いずれにしても、保険料や税金で運用している以上、現在の適正化対策を、しっかりと行えるような人員配置も含め早急に検討し、市民の信頼を回復しなければならぬと決意している次第です。

市議会を

傍聴

しましょう

次の定例会は、9月8日です。議員による一般質問は、9月9日の冒頭から行います。委員会の一般傍聴も行っていきます。

本会議・委員会の日程は、中間市のホームページに掲載します。  
<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>

☎(246)6220

### NPO法人ふれあいの 家青葉園の介護報酬不 正受給事件について

**議員** 介護報酬不正受給に  
関する報道が大きくされ、  
これに関して共産党中間市  
議会議員が議員辞職するに  
いたりしました。

報道によると「青葉園」  
のずさんな運営は、NPO  
法人の前身ボランティア団  
体のころから見受けられ、  
また中間市と同様の不正請  
求で昨年八月に指定を取り  
消された大川市のNPO法  
人は、不正請求のやり方を  
山本代表から習ったと話し  
ています。

これらの事柄についての  
情報などについて、本市で  
は事前にわかっていたので  
中間市の被害は千三百  
万円近くにはぼるが回収の  
めどはあるのか。

また、現時点における代  
表山本逸子名義預貯金通帳  
の額はいくらかあるのか。

**市長** ボランティア団体  
として活動していた頃は、  
高齢者の憩いの場の提供や  
一時預かりなどの活動をし  
ていたようですが、その頃  
に運営方針をめぐって内部  
で少しもめていたというこ

とは把握していません。  
さらに、経理などがずさ  
ずであるという声もありま  
したが、一方で利用者など  
からは、非常に助かってい  
るという声があったことも  
事実です。

また、大川市で指定取り  
消しを受けたNPO法人の  
情報は、指定取り消しを受  
けた段階で山本代表とのつ  
ながりがあったことは、マ  
スコミ各社も報道しておら  
ず、福岡県からも情報提供  
はなかったため、把握でき  
ていませんでした。

なお、現在も大川市のN  
PO法人の情報が真実なの  
かは確認できていません。



中間市の被害金額は、  
千二百八十八万三千五百八  
十円であり、これに加算金  
四十%、四百八十七万三千  
四百三十三円を加算すると、  
返還額は千七百五十七千十  
八円になります。

この内、国保連合会に審  
査支払いを委託しているう  
ちの平成十五年十二月以降  
の支払いを止め、全額(三  
百四十一万二千八百六十四  
円)相殺していただきますので、  
現時点での債権総額は、千  
三百六十四万四千五百十四  
円となっております。

刑事告訴の状況を踏まえ、  
歴代理事への民事訴訟も視  
野にいれ、全額回収ができ  
るように六保険者が共同し  
て取り組んでいく考えです。

また、現時点における山  
本逸子氏の財産状況ですが、  
残念ながら把握できていま  
せん。

介護保険法では、第二十  
三条には「市町村は、保険  
給付に必要があるとき、文書その他の物件の  
提出若しくは提示を求める  
ことができる」と規定して  
いますが、あくまで保険給  
付に関するものであり、当  
該役職員の資産などの調査  
権限はありません。

こういう理由で、現時点  
では本人から任意で関係書  
類を提出してもらおうほかに  
手立てがなく、残念ながら  
非協力的であるため、預貯  
金の残高などはわかってい  
ません。

### 人権のまちづくりセンター について

**議員** 人権センター設置に  
あたり、隣保館や岩瀬南町  
集会所を廃止し、職員は、  
他の職場に人事異動するこ  
とになっていたようですが、  
人権のまちづくりセンター  
職員の勤務体制について。

**市長** 人権のまちづくりセ  
ンターは、人権問題全般を  
取り扱う施設であり、隣保  
館と岩瀬南町集会所の機能  
も併せ持つ施設でもありま  
す。

したがって、両施設の廃  
止についても早急に行わな  
ければならないのですが、  
特に隣保館については、建  
設時の国庫補助金に加え、  
現在でも毎年約九百万円の  
社会福祉事業法に基づく運  
営補助金の交付を受けてい  
る施設であり、当然、同施  
設の移転、廃止、解体する  
場合は、国の許可が必要と  
なります。



人権のまちづくりセンター

現在、県をとおして関係  
官庁への移転許可申請の手  
続きを取っているところで  
すが、認可までには至って  
いないのが現状です。

以上のことから、当該認  
可の降りるまでの間は、従  
来どおりの運用を行う必要  
があり、また、岩瀬南町集  
会所についても、同様の運  
用としています。

職員の勤務体制の件です  
が、本年四月のセンター設  
立に併せて整理・統合しま  
して、昨年度までの六係を、  
「調整係」「住宅新築資金係」  
「啓発係」の三つの係に再編  
し、事務の効率化を図って  
いるところです。



**住民投票の時期について**

**議員** 具体的に何月に実施しますか。

**市長** 住民投票を行う場合、住民が合併の是非を判断できる情報、つまり、合併後行政サービスはどうなるのか、将来どういったまちを目指していくのかなどを明らかにし、その情報を住民に提供する必要があります。

この観点から、二十二の協議項目について法定協議会で議論が尽くされ、その内容を住民が知り得た後に、住民の民意を問う住民投票を実施することが適当であると考えています。



つまり二十二の協議項目の協議調整が整い、新市の建設計画の内容が概ね出来

上がったところと考えているところですが。

この新市建設計画の協議については、八月の第六回協議会で協議される予定となっております。

住民投票については、その協議が整い住民にその建設計画の内容をお知らせした後に、議会と協議を行って適当な時期に実施したいと考えています。

**特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園の問題について**

**議員** 本年三月、ふれあいの家青葉園が、介護報酬の不正な請求・受給などを行っていたことが明らかになった。

中間市をはじめ介護保険六保険者が刑事告訴に至るまでに調査した数々の不正の内容や、不正発覚後の理事者の対応は、介護を必要とする高齢者を対象にした事業を営む立場とは正反対のものである。

市民や関係自治体に重大な被害を与えたことは許されるものではない。

それだけに事件の徹底した究明と再発防止策の検討が求められる。

次の事柄について市長の見解は。

青葉園の件については、内部告発による情報提供から調査が始まったようになっていたが、何らかの不正があったときに、それが保険者の方で察知できる仕組みになっていないのか、どうなのか。

介護保険事業を健全かつ円滑にすすめるためにも、再発防止に向けた取り組みが求められるが、どのように検討されているのか。

**市長** 不正をチェックする仕組みとしては、保険という制度では、本来保険者は、被保険者が保険を利用した場合、被保険者からの保険請求に対し、そのサービスが適当と認めれば、現金給付を行うという償還払い方式ですが、介護保険では、介護保険法で規定されているとおり、介護保険のサービスは、原則として現物給付として行われていきます。

すなわち、サービス事業所はサービス提供時に、費用の一割などの定められた利用料を徴収し、保険給付となる費用を保険者が、審査支払いを委託した、国保



連合会に請求して直接支払いを受けます。

国保連合会では、個々のサービス事業者から出された、介護給付費等の審査支払いを行うときに、居宅介護支援事業所による、サービスの実績管理との突合を行います。

また、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、いわゆる指定基準第十六条で、ケアマネジャーは、偽り、その他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、市町村に通知しなければならないと規定されているため、不正を把握したケアマネジャーは、保険者に通知する義務を負っています。

通常は以上のような仕組みで、不正受給を防いでいます。

中間市では、国の補助事業を利用し、昨年度から介護給付費の適正化対策を行っています。

その内容は、介護保険法第二十三条に基づき居宅介護支援事業所に、居宅サービスを受けている人全員のケアプランを提出させ、ケアマネジャーの資格を持つ嘱託職員一名と保健師一名の二名で、自立支援につながるケアプランの抽出やサービス内容が自立支援に資するものとなっているか、不適切な部分がないかなどのチェックを行い、不適切な部分がある場合は、ケアマネジャーやサービス事業者に対し指導を行っています。

その中で悪質である場合や、指導に従わない場合は、福岡県に通告を行っています。

さらに、介護保険の申請時や更新時に訪問調査を行っています。その際、現在受けているサービスの内容が適切なのか等も調査し、報告させるようにしています。

### NPO法人ふれあいの 家青葉園について

**議員** 五月七日に福岡県警に告訴していますが、経過と内容について。

この告訴について市民にどのように説明したか。

中間市の被害は約千三百万円だそうです。この額は中間市の調査結果か。

利用者をA、事業者をB、行政をCとして「お金」と「事業」の流れは。

青葉園は平成十一年から活動しているようです。事業料の払い込み状況は。

どこの部分で告訴されたのか。

名義変えなどの財産隠しが行われているそうです。「返還金の回収に努める」といわれているが「やり得」になることはないか。

財産や備品(車、クーラー、車いす)について責任の所在について再発防止策について

**市長** 昨年の六月十三日に、当該法人の元従業員が、事業者の不正について北九州市に情報提供があり、その情報を基に福岡県が八月九月に実地指導を行い、その後、利用者、元従業員、

現従業員の事情聴取及び書類審査を行い、今年の二月二十四日に六事業所の監査を実施し、三月十九日に聴聞会を開催

福岡県は、三月二十五日に青葉園に対し、監査結果を通知

同日に中間市に、監査の実施結果を通知

四月一日、十二日、十六日に青葉園の代表者である「山本逸子」氏に会い、事情聴取を行い、六保険者で協議した結果、告訴に踏み切りました。

告訴を行った直後に福岡県の記者クラブで報道関係各社に今回の刑事告訴の経過や内容について記者会見しました。

その内容は直ちにテレビや新聞で報道されました。

したがって、今回の告訴について、マスコミを通じて市民の皆様リアルタイムで、知らせることができたと考えています。

中間市が不正受給された額は、通所介護費二百九十一万五千八百九十二円、訪問介護費八百二十一万九千四百三十三円、居宅介護支援費百四万八千六百五十円、合計千二百八十八万三千五百

八十五円です。

この金額は、福岡県から通知のあった監査結果で確定した金額です。

介護保険の認定者が、サービスを受ける場合、居宅介護支援事業者と契約を結び、ケアプランを作成します。

居宅介護サービス事業者は、サービス提供票に基づきサービスを実施し、提供票別表に基づき利用者負担の徴収を行い提供したサービスの介護給付費請求書、明細書を翌月十日までに国保連合会へ提出します。

国保連合会では給付管理票を基に居宅介護サービス事業者の明細書と突合し、支給限度額等の審査を行い保険者に請求します。

介護保険が始まった平成十二年四月以降に介護報酬として支払った総額は、居宅介護支援、通所介護、訪問介護合計で、総額二千六百七十四万六千八百七円です。

その内、福岡県の監査で不正と認定されたのは、千二百八十八万三千五百八十五円であり、その不正の概要は、一つ目に、不適正なサービス提供を行い、介護報酬を請求していた。

二つ目に人員基準違反、虚偽の指定申請、虚偽の変更申請が行われていた。

三つ目に架空請求、水増し請求を行っていた。

四つ目に、不正に係わる利用者からの割相当額の利用者負担を徴収していなかったというものです。

告訴したのは、このような行為が刑法第二百四十六条の詐欺罪に該当すると考えたためです。

代表理事である山本逸子氏は、指定取り消しやそれに伴う不正受給金の返還が避けられないと判断するとすぐさま青葉園の廃止届けを提出し、新しく青葉園の施設を建設するために購入した土地などの保全すべき財産を平成十六年三月二十五日、二十六日に自分の子供に所有権移転の登記を行っていました。

そういう事実が判明したため、債権者取消権の申し立てを裁判所に行う手続きを行っていました。

介護保険の指定事業者としては、指定取り消し処分を受けているため活動できなくなっています。

また、特定非営利活動法

人としても、福岡県に解散届けを提出しているため、この活動もできていないものと思われれます。

従いまして、財産備品が現在どうなっているのか把握できていません。

不正に介護報酬を騙し取った特定非営利活動法人ふれあいの家青葉園の設立者である、山本逸子氏にあります。

また、法人の活動方針に深くかかわるべき立場にある理事にも大きな責任があると考えています。

再発防止策については、お答えしたとおりです。

### 市議会会議録は閲覧ができます！

本会議の質問や答弁などの内容を詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。

会議録は、市民図書館で閲覧することができます。また、中間市のホームページに、14年以降の会議録を、掲載しています。

<http://www.city.nakama.fukuoka.jp/>